

2025年2月17日開催 海外食品安全規制セミナーQ&A

	講師への質問	回答欄
1	<p>食品に含まれる加工助剤の件です。開示されないが、残留していないことをメーカーに証明してもらえる場合、使用できると考えてよいでしょうか。</p>	<p>各国の食品関連法規制において加工助剤に関する位置づけや考え方が異なります。よって輸出対象国の加工助剤に関する規制内容を確認した上、使われている加工助剤がその基準に適合しているか否かを確認することを推奨いたします。または輸出対象国を特定した上、その加工助剤がその対象国の基準に適合している旨をメーカーに証明してもらうことを推奨致します。</p>
2	<p>加工食品を輸出する際、食品添加物の規格について確認が必要とのことですが、すべての原材料が現地の規格を満たすことが難しい場合、販売者としてどのような対応が考えられるでしょうか。</p> <p>特に、食品原料メーカーが対応できないケースが多いと感じており、代替原料が見つからない場合、自社で試験を行うことは適切でしょうか。それとも、担保の観点から、海外仕様に対応可能な原料サプライヤーを探ることが最善の策でしょうか。アドバイスをいただけますと幸いです。</p>	<p>輸出対象国の食品添加物に関する規制内容を確認した上、食品メーカーに対してそれに適合できるよう働きかけを行うこと、または規制対応が可能な食品メーカーの商品を取り扱うことが考えられます。もちろん規制対応が可能な原材料メーカーまで遡って対策をとることも有効だと考えます。</p>
3	<p>酵素を使用した液糖製品を輸出する場合、酵素は熱で失活しており濾過で大方取り除いていますが、輸出国で認可になっている酵素の使用でないと輸出できないでしょうか？</p>	<p>EUの場合： 加工助剤としての酵素を含めた全ての食品用酵素が規制対象となります。食品用酵素に関する規則(EC) 1332/2008 において、ポジティブリストに掲載されたもの以外は使用を認められないことになっています。しかし、現時点ではポジティブリスト自体が完成していないため、EU内各国が独自に定めた食品用酵素に関する規制が適用されます。なお初回の評価対象として申請された食品用酵素のリスト(約300件)はEUのウェブサイトで公表されており、現在EFSAで安全性評価が行われています。</p> <p>米国の場合： 食品に使用できる酵素は、FDAの許可を受けた食品添加物とGRAS物質に分類されています。使用される食品用酵素がこれらのリストに含まれていることを確認してください。</p>
4	<p>EUの食品接触材規制のポジティブリストはありますか？</p>	<p>プラスチック製食品接触材に関してはポジティブリスト(Union List) が存在します。EC 10/2011をご参照ください。</p>

	講師への質問	回答欄
5	<p>EUの動物性原料の規制について質問させてください。乳製品を基原とした天然香料を原料の一部として使用した香料製剤も規制（登録、認可）の対象になりますでしょうか。</p>	<p>当該香料製剤（動植物由来原料を含む混合食品であることを前提として回答します。）が登録や許可取得の対象になるかについては、製剤を構成する配合原料の詳細情報を準備した上で、少なくとも以下2点について確認してください。</p> <p>(1) EC 1334/2008で規定される天然香料にあたるのか（すなわち原材料が伝統的な食品調理工程によって人間の消費用に加工された後、適切な物理的、酵素的または微生物学的プロセスによって得られる香料であって、自然界に存在し特定されている物質であるか）</p> <p>(2) 混合食品として分類されるのか（混合食品と分類される場合は、使用する乳製品がEU認定施設・輸出認定施設由来であること等）。</p> <p>混合食品に該当するかどうかについては、現地の輸入者などを通じて輸入可否や種別をEU加盟国の国境管理所へ問合せすることもご検討ください。</p> <p>なお、当該香料製剤の詳細が不明な場合も含め、製造（香料）メーカーにお問合せされることを推奨いたします。</p>
6	<p>アレルギーにつきまして、たんばくが残存していなければ、表示していませんが、輸出向けについては、加工助剤も全て表記する国はアレルギーを含む原料を使用していれば、表示するという認識でよろしかったでしょうか。</p>	<p>食品表示については国ごとにルールが異なりますので、輸出先国の規制を十分に確認した上で対応してください。キャリーオーバーの添加物が表示免除される場合でも、アレルギー表示は必要な国もあります(例えば米国)。</p>